

○熊本市景観条例施行規則〔都市デザイン課〕

平成21年12月22日

規則第94号

改正 平成24年3月26日規則第46号

平成28年7月8日規則第86号

平成30年6月13日規則第54号

令和2年7月20日規則第72号

令和4年4月27日規則第36号

熊本市都市景観条例施行規則（平成3年規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び熊本市景観条例（平成21年条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める工作物）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設
- (10) 自動車等の収納の用途に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）

(令4規則36・一部改正)

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第6項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)
- (3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する営業を行うための施設
- (4) 前条第12号の太陽光発電施設

(大規模行為の規模)

第4条 条例第2条第7項第1号の規則で定める規模は、高さ12メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第7項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定める高さ又は面積とする。

- (1) 第2条第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに規定する工作物
高さ12メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
- (2) 第2条第6号に規定する工作物
高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
- (3) 第2条第12号の太陽光発電施設
太陽光パネル若しくは架台を対象とした上端と下端との見付け高さ(以下「見付け高さ」という。)12メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

3 条例第2条第7項第3号の規則で定める規模は、高さ2メートルで、かつ、長さが30メートルとする。

4 条例第2条第7項第4号の規則で定める面積は、1,000平方メートル(宅地分譲の用に供するものにあつては、3,000平方メートル)とし、同号の規則で定める規模は、高さが5メートルで、かつ、長さが10メートルとする。

5 条例第2条第7項第5号の規則で定める面積は、1,000平方メートルとし、同号の規則で定める規模は、高さが5メートルで、かつ、長さが10メートルとする。

(行為の届出)

第5条 条例第8条第2項に規定する届出の様式及び届出に関する必要な図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び別表第1に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面
- (2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為(前号の行為を除く。) 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び別表第2に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面
- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為(前号の行為を除く。) 大規模行為の(変更)届出書(様式第3号)及び別表第3に掲げる行為の種類に応じそれぞれ同表に定める図面

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める様式に、同項各号に定める図書のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 法第16条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。この場合において、添付すべき図書については、行為の種類に応じ前2項の規定を準用する。

- (1) 景観形成地区における行為 景観形成地区における行為の(変更)通知書(様式第4号)
- (2) 特定施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものに係る行為(前号の行為を除く。) 特定施設届出地区における行為の(変更)通知書(様式第5号)
- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域における大規模行為(前号の行為を除く。) 大規模行為の(変更)通知書(様式第6号)

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第9条第1号アの規則で定める規模又は態様である行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観の変更であつて、当該変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更
 - ア 第2条第1号に規定する工作物であつて、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
 - イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物であつて、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
 - ウ 第2条第6号に規定する工作物であつて、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）
 - エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物であつて、高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）
 - オ 第2条第12号の太陽光発電施設であつて、見付け高さが1.5メートル以下で、かつ、その敷地の用に供する土地の面積が100平方メートル以下のもの（増築又は改築後の見付け高さが1.5メートルを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が100平方メートルを超えるものを除く。）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12号に規定する開発行為であつて、当該行為に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (5) 土石の採取又は鉱物の掘採であつて、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (6) 木竹の伐採であつて、高さが10メートル以下のもの（伐採面積が500平方

メートルを超えるものを除く。)

(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積であって、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積であって、高さが1.5メートル以下で、かつ、水平投影面積が100平方メートル以下のもの

イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆積

ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

2 条例第9条第1号イ(ア)の規則で定める規模である行為は、前項第1号から第3号までに掲げる行為とする。

3 条例第9条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(2) 水面下における行為

(3) 景観計画において景観形成地区又は特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

(平24規則46・一部改正)

(助言)

第7条 条例第12条第1項の規定による助言は、原則として届出があった日から30日以内に行うものとする。

2 市長は、前項の期間内に助言を行うことができない正当な理由があるときは、同項の期間を延長することができる。

(行為着手制限期間の短縮の通知)

第8条 法第18条第2項の規定による同条第1項本文の期間の短縮は、行為着手制限期間短縮通知書を法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に交付することにより行うものとする。

(勧告書及び命令書の書類)

第9条 次の各号に掲げる命令又は勧告は、それぞれ当該各号に定める書類を交付することにより行うものとする。

(1) 法第16条第3項の規定による勧告 勧告書

(2) 法第17条第1項の規定による命令 変更命令書

- (3) 法第17条第5項の規定による命令 原状回復等命令書
 - (4) 法第23条第1項の規定による命令 景観重要建造物の原状回復等命令書
 - (5) 法第26条の規定による命令 景観重要建造物の管理に関する命令書
 - (6) 法第26条の規定による勧告 景観重要建造物の管理に関する勧告書
 - (7) 法第32条第1項の規定による命令 景観重要樹木の原状回復等命令書
 - (8) 法第34条の規定による命令 景観重要樹木の管理に関する命令書
 - (9) 法第34条の規定による勧告 景観重要樹木の管理に関する勧告書
- (公表の方法)

第10条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について市公報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 法第16条第3項の規定に基づく勧告の内容及びこれに従わない事実

2 条例第13条第2項の規定による意見の陳述及び証拠の提出の機会の付与は、意見聴取通知書を交付することにより行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

第11条 法第21条第2項及び第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第12条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは景観重要建造物現状変更許可書を、法第31条第1項の許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可書を前2項の規定による申請をした者に交付するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者変更の届出)

第13条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の

届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書により行うものとする。

(景観形成建造物の指定解除の事由)

第14条 条例第16条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観形成建造物が滅失その他の事由によりその価値を失ったとき。
- (2) 公益上の理由があるとき。
- (3) 景観重要建造物となったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

(景観形成建造物に係る届出)

第15条 条例第17条第1項の規定による行為の届出は、景観形成建造物現状変更行為届出書に市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による所有者等の変更の届出は、景観形成建造物所有者等変更届出書により行うものとする。

(景観づくり市民団体の認定の申請)

第16条 条例第19条第2項の規定による申請は、景観づくり市民団体認定申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 景観づくり市民団体の規約
- (2) 景観づくり市民団体の活動の区域を示す図面
- (3) 景観づくり市民団体の構成員及び役員の名氏及び住所を記載した図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観づくり市民団体の認定等の通知)

第17条 市長は、景観づくり市民団体の認定をしたときは景観づくり市民団体認定通知書を、認定をしなかったときはその旨を記載した文書を当該景観づくり市民団体の代表者に交付するものとする。

2 市長は、条例第19条第3項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、速やかに、景観づくり市民団体認定取消通知書を当該景観づくり市民団体の代表者に交付するものとする。

(書類の様式等)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載

その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市都市景観条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(熊本市事務分掌規則の一部改正)

- 3 熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年3月26日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月8日規則第86号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市景観条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年6月13日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号並びに様式第2号及び様式第5号の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市景観条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和2年7月17日規則第72号）

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

附 則（令和4年4月27日規則第36号）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条第12号、第3条第4号、第4条第2項第3号及び第6条第1項第3号オの規定は、この規則の施行の日以後に着手する太陽光発電施設の建設等（景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号の建設等をいう。）について適用する。

別表第1（第5条第1項第1号関係）

（平24規則46・一部改正）

景観形成地区における行為の届出書 添付図面一覧

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築、新設、増築、改築、移転 又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図等（おおむね縮尺200分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩（マンセル値で記入すること。） ※必要に応じて外観透視図	建築物等の移転又は外観の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及	行為地を含む付近の

		び緑化計画図に示すこと。	状況が分かるカラー写真とする。
2 開発行為並びに土石の採取及び鉱物の掘採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面の方向	
	計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び地盤高 行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	
	縦断面図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺200分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。

	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路及び幅員	
	土地利用計画図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺500分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、構造及	

		び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

別表第2（第5条第1項第2号関係）

特定施設届出地区における行為の届出書 添付図面一覧

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面	

		積	
	立面図等（おおむね縮尺200分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩（マンセル値で記入すること。） ※必要に応じて外観透視図	建築物等の移転又は外観の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

別表第3（第5条第1項第2号関係）

（平24規則46・一部改正）

大規模行為に係る行為の届出書 添付図面一覧

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物、 工作物、柵 及び塀の 新築、新 設、増築、 改築、移転 又は外観 の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺300分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差、敷	熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域内においては標高を記入すること。

		<p>地の標高</p> <p>植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数</p> <p>張り芝等の位置及び面積</p> <p>外構施設の位置、材料及び面積</p>	
	<p>立面図等（おおむね縮尺200分の1以上のもの）</p>	<p>各面の方位及び寸法</p> <p>開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状</p> <p>壁面及び屋根の材料及び色彩（マンセル値で記入すること。）</p> <p>※必要に応じて外観透視図</p>	<p>建築物等の移転又は外観の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。</p>
	<p>現況写真</p>	<p>撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。</p>	<p>行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。</p>
<p>2 開発行為並びに土石の採取及び鉱物の掘採</p>	<p>位置図</p>	<p>方位</p> <p>道路</p> <p>目標となる地物</p> <p>行為の位置</p>	
	<p>現況図（おおむね縮尺1,000分の1以上のもの）</p>	<p>方位</p> <p>行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高</p> <p>行為の区域</p> <p>隣接する道路の位置及び幅員</p> <p>縦断面図の方向</p>	
	<p>計画図（おおむね縮尺1,000分の1</p>	<p>方位</p> <p>行為地の形状及び寸法</p>	

<p>以上のもの)</p>	<p>行為後の地形及び地盤高 行為後ののり面、擁壁その他の 構造物の位置、種類及び規 模 行為後の土地利用計画及び 緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、種 類、構造及び規模</p>	
<p>縦横断面（おおむ ね縮尺1,000分の 1以上のもの）</p>		<p>行為の前後における 土地の縦断面及び横 断面とする。</p>
<p>構造物等の詳細 図（おおむね縮尺 200分の1以上の もの）</p>		<p>のり面、擁壁その他 の構造物の立面図及 び標準断面図とす る。</p>
<p>現況写真</p>	<p>撮影位置及び方向を現況図 に示すこと。</p>	<p>行為地を含む付近の 状況が分かるカラー 写真とする。</p>